

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第15号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月28日 18時25分ごろ	
発生場所	千葉県千葉港千葉第2区 市原市千葉港市原防波堤灯台から真方位082° 2,350m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経140° 05.7′)	
事故等調査の経過	平成23年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	揚錨船 ^{しんぼう} 神宝、153トン	
船舶番号、船舶所有者等	135548、興洋マリン株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	両舷のプロペラブレード曲損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、千葉港千葉第2区生浜岸壁西部を出航し、市原航路に向かって西進したが、波が甲板上に打ち上がって係留索が流出するおそれがあったことから、係留索を固縛するために生浜岸壁西端沖付近で機関を中立として漂泊した。</p> <p>船長は、船尾甲板上で係留索の固縛作業中、南西風により圧流されていることを知りながら固縛作業を続けていたところ、浅所を示す航路標識を越えたことに気付き、移動させるために操舵室に戻ったが、平成22年11月28日18時25分ごろ、浅所に乗り揚げた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 6～7</p> <p>海象：うねり 約1m、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、千葉港千葉第2区の生浜岸壁西端沖において漂泊して係留索の固縛作業中、船長が風で浅瀬方向に圧流されていることを知りながら作業を続けたことから、風に圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、千葉港千葉第2区の生浜岸壁西端沖において漂泊して係留索の固縛作業中、船長が風で浅瀬方向に圧流されていることを知りながら作業を続けたため、風に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	